

○静岡県商店街振興及び活性化条例

平成24年12月28日

条例第63号

静岡県商店街振興及び活性化条例をここに公布する。

静岡県商店街振興及び活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、商業者等が行う諸活動が地域社会の発展及び活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより、商店街の振興及び活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商店街において事業を営む者及び商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合その他商店街の振興及び活性化を目的として商業者等が組織する団体をいう。

(商業者等の責務)

第3条 商業者等は、商店街の振興及び活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商業者等は、商店会が実施する商店街の振興及び活性化を図るための事業並びに地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業及び地域貢献等の取組に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、市町と連携して、商店街の振興及び活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。